



「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」を締結

～北海道大学とセコマが災害時物資供給で連携～

【概要】

9月25日（水）、北海道大学（以下、北大）と株式会社セコマ（以下、セコマ）は、「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」を締結しました。なお、北大にて行われた調印式には、北海道大学 笠原正典総長職務代理と株式会社セコマ 丸谷智保社長が出席しました。

セコマが大学と災害時における物資供給等に関する協定を締結するのは、北大が初めての事例となります。また、セコマは32自治体と災害時における物資供給協定を締結しており、自治体以外の団体との締結は北大が5例目となります（2019年9月25日現在）。

【協定締結に至った経緯】

2018年4月に北大とセコマは「地域創生連携協定」を締結しました。その後、地域創生につながる様々な取組みを進める中で、災害時の協力関係についても両者にて協議してきました。2018年に発生した北海道胆振東部地震の経験を受け、災害時における物資の安定供給が更なる重要な課題であると再認識し、学内に店舗を有し、かつ道内各自治体との災害時における物資供給等に関する協定締結の実績があるセコマと北大の協定締結に至りました。

【連携の内容】

セコマグループでは、2018年7月より北大の敷地内においてコンビニエンスストア「セイコーマート」の店舗運営を行っており、2018年9月に発生した北海道胆振東部地震では、飲食料等を求める多くの学生等に対して、非常用電源キットを使用して営業を継続することで、災害対応を行いました。本協定を締結することにより、店舗での災害対応に加え、北大が独自に開設する避難所等への食料品等の応急生活物資をセコマグループから供給することが可能となります。

セコマグループでは、過去の災害時において各自治体やインフラ企業等に対し、グループが保有する製造工場及び独自の物流機能を最大限活用し、物資の迅速な供給を行った実績があります（※）。

※北海道胆振東部地震においては、合計20万個の食料品・雑貨等を自治体などへ供給

【協定の有効期限】

2019年9月25日から2020年3月31日まで

（有効期間の1箇月前までに、協定改定意思表示がないときは更に1年延長）



お問い合わせ先

北海道大学総務企画部総務課リスクマネジメント担当 係長 谷口雄郎（たにぐちたけろう）

T E L 011-706-2190 F A X 011-706-4870 メール r-mgmt@general.hokudai.ac.jp

U R L <https://www.hokudai.ac.jp/>

株式会社セコマ 広報部 課長 遠藤 佳代（えんどうかよ）

T E L 011-330-2627

U R L www.secoma.co.jp

配信元

北海道大学総務企画部広報課（〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 5 丁目）

T E L 011-706-2610 F A X 011-706-2092 メール kouhou@jimuhokudai.ac.jp

株式会社セコマ広報部（〒064-8620 札幌市中央区南 9 条西 5 丁目）

T E L 011-330-2627